



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 9月 5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アートミュージアム・まど
- 3 代表者の氏名  
金 井 徳 重
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県中野市中央二丁目2番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、現代絵画の常設展示、鑑賞活動また創作活動をする県内外の作家に、充実した展示スペースを提供し、良質の芸術の発信地として、地域住民、中野市を訪れる人々や広く芸術などに関わる人と連携し、見る側と創る側の出会いを大切に、豊かな文化的活力のあるまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による千曲市新山土地改良区の解散を、平成18年 9月 8日認可しました。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

水と土・郷づくりチーム

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、飯田市橋南第二地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行地区  
飯田市本町一丁目1番、1番2の一部、2番、3番、4番、5番、6番、7番1、7番2、8番、9番及び27番の一部、通り町一丁目1番4の一部、13番1、13番2、13番3、14番、15番、16番、17番、18番1、18番2及び20番の一部並びに銀座三丁目1番1、1番2、1番3、1番4、1番5の一部、2番、3番、4番、5番1、5番2、6番、6番2及び8番
- 2 事務所の所在地  
飯田市本町1丁目15番

- 3 設立認可の年月日  
平成14年 3月 6日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の変更  
(変更前) 平成14年 3月 6日から平成19年 3月31日まで  
(変更後) 平成14年 3月 6日から平成19年10月31日まで
- 5 変更認可の年月日  
平成18年 9月12日

建築まちづくりチーム

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成18年 9月12日東後町・権堂町A地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

建築まちづくりチーム

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 建築物の建築の計画
  - (1) 建築場所  
北佐久郡軽井沢町大字発地字鳥巢1293-11
  - (2) 建築主氏名  
有限会社オフィス浅見 代表取締役 内 田 由 美
  - (3) 用途地域  
第一種低層住居専用地域
  - (4) 敷地面積  
2,340.41平方メートル
  - (5) 主要用途  
保養所
  - (6) 構造及び階数  
木造 地上一階建て
  - (7) 工事種別  
新築
  - (8) 規模

|      | 申請部分    | 申請以外<br>の部分 | 合計      |
|------|---------|-------------|---------|
| 建築面積 | 182.70㎡ | － ㎡         | 182.70㎡ |
| 延べ面積 | 299.56㎡ | － ㎡         | 299.56㎡ |

- (9) 建ぺい率 7.81パーセント 容積率 12.80パーセント
- 2 日時 平成18年 9月27日(水) 午後2時00分から
- 3 場所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築まちづくりチーム

## 公告

平成18年7月14日認可しました伊那市による長谷外馬倉地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年8月25日に行った旨届出がありました。

平成18年9月19日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

水と土・郷づくりチーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月19日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

平成18年度県営住宅東小諸団地外5団地消防用設備等点検業務

#### (2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

#### (3) 履行期間

平成18年10月12日から平成19年3月10日まで

#### (4) 履行場所

小諸市甲1574-1

県営住宅東小諸団地外5団地

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1

長野県佐久地方事務所 地域政策チーム土地利用・建築室

電話番号 0267(63)3159(直通)

### 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月6日 午後2時00分

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 403号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年10月2日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅チーム